

不動産登記に関する事務処理の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分公告がなされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

ご注意願います。

ご不明な点は、当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局西尾支局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年9月18日から 令和7年10月17日まで	西尾市楠村町天神西の一部 西尾市楠村町天満社 の一部 西尾市楠村町天神前 の一部 西尾市富山町天神前 の一部	土地区画整理事業